

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和3年2月17日(水)
- 2 開会日時及び場所
令和3年2月17日(水) 午後1時45分
防府市役所1号館3階 南北会議室
- 3 閉会日時 令和3年2月17日(水) 午後2時36分
- 4 委員氏名

(1)出席者(18名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)中山 博祐 (4番)山縣 洋
(5番)木原 伸二 (6番)倉重 俊則 (7番)小山 (8番)田村 正信
(9番)光井 憲治 (10番)吉本 典正 (11番)池田 寛 (12番)石田 卓成
(13番)熊安 悦子 (14番)末廣 儀久 (15番)林 孝志 (16番)原田 道昭
(17番)藤井 伸昌 (18番)横木 勉

(2)欠席者(0名)

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
” 事務局次長	伊藤 浩二
” 農地振興係長	秋里 幸
” 書 記	益富 綾佳
” 書 記	富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

報告第6号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第8号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第9号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第10号 農地法施行規則該当転用届について

報告第11号 現況証明書の発行について

報告第12号 時効取得の届出について

報告第13号 許可取消申請について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

18番 横木 勉委員

1番 池田 静枝委員

午後1時45分開会

○事務局 皆様、こんにちは。ただいまから令和3年2月の月例総会を開催いたします。

本日は全ての委員が御出席でございますので、農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶を頂きまして、引き続き議事の進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。全国的に大荒れの天気になっております。農作物への雪の影響が心配されておりますけれども、振り返ってみますと、今年に入りまして1月は低温と雨が少なくということで農作物の生育が遅れ気味になっておりましたし、逆に2月に入りまして気温が上昇し雨も降ったということで農作物の生育が進んだということで今日の新聞にも出ておりましたけれども、特に結球野菜につきましては例年の半値というような市況になっておる。こういったことは自然相手の農業ですからしょっちゅうあることなんですけれども、今年に関して言えばコロナの影響も加わって大変な状況になっております。この寒さが今後好転、いい影響を与えるかもしれませんが、まだまだ予断を許さない状況にあるというふうに考えます。一刻も早いコロナの収束を祈るばかりでございます。

その中で皆さん方には、現在、人・農地プランの策定に向けて取り組んでいただいております。今申しましたように大変厳しい状況の中で、なかなか前向きな意見が出にくい状況ではありますけれども、ぜひ期間はありますが、今期中に一定の形に仕上げていく必要がありますので、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

それでは、早速議事進行させていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、18番の横木委員さん、1番の池田静枝委員さんの2名にお願いします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議案審議に入りたいと思います。

議案第8号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからとなります。

議案第8号農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回の申請は3件になります。目的については、所有権の移転で3件、譲渡理由については、耕作困難が2件、高齢のためが1件、譲受理由は、相手方の要望が1件、耕作規模拡大が2件となります。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。議案第8号の1は、所有権移転の申請になります。

資料の1ページを御覧ください。現地在が_____になります。

こちらの土地の現況なんですけれども、毎年譲受人_____が耕作されておるという状況で米を作っておられて大変きっちり管理されておるところです。

譲渡人、_____なんですけれども、外1名ということで_____と一緒に2名で土地を所有されているということで、今回この土地が先祖代々の_____の土地でして、先代が他界されたときに、ちょっとなぜか_____のほうにも権利が行ったということで、今回それをまた元に、_____に戻そうということで今回の申請に至ったということになります。

_____自体も、そういうことから一切農業には関わっておられませんし、全然違う場所に生まれておりまして、私としてはいい話かなと思っております。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明いたします。

まず、第1号の全部効率要件ですが、ずっと代々_____として管理されておりました問題ございません。

2号の農地適格法人以外の法人及び3号の信託要件については、該当いたしません。

4号の農作業従事要件、5号下限面積要件、6号の転貸要件についても問題ございません。

7号の地域調和要件ですが、こちら_____自身がずっと耕作されており、問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件全てを満たしていると考えております。

以上、説明となります。皆様の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。議案第8号の2は、――が――の農地を規模拡大するために購入する所有権移転の案件です。

2月6日に現地確認及び聞き取り調査をいたしました。

申請地の場所は、――にあります。――は――、春から本格的に営農活動するということです。申請地は所有する農地に隣接しており、作業の効率もよいと思います。

それでは、農地法第3条第2項に基づき調査した結果を報告いたします。

まず、全部効率利用要件ですが、機械の所有状況など資料に記載しているとおりでした。

次に、農作業常時従事要件については、夫婦2人で奥さんは専業でされています。下限面積はクリアしており、地域との調和要件も特に問題ありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全て満たしていると判断いたしますが、皆さんの御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

じゃ、ちょっと私のほうから一つ。今、昨年、この春から就農ということで(「はい」と呼ぶ者あり)お伺いしましたがけれども、これは、この方は認定新規就農者か何かされる。

○5番 いや、兼業です。仕事しております、御主人はまだ。去年、大分――ぐらいかな、購入しているんですね、地元の。この春から水稻作付に向けてやるかなと。機械も全部そろえて、今から頑張ろうかなという若者です。

○藤井会長 分かりました。これからもフォローぜひよろしくお願いします。

○5番 はい。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番の石田です。本案件ですが、――にある農地。――所有の農地を――が取得されようとするものです。

譲渡人の——なんですけども、————しておられます。以前、私もこの方から田んぼを譲り受けております、もう作れないということで。——にいらっしゃるんですけど、もう農業されていないのでということです。

今回も最初私のほうに買ってくれないかという話はあったんですけど、できることなら隣作っている人とか最初に聞いてみてくださいと。それでいよいよ駄目だったら、うちへもう一回来てくださいと言ったら、——、ちょうど欲しかったみたいで、よかったなということで引き受けていただけることになりました。

6 ページに書いてあるとおりの農機具も持っておられ、今現在一生懸命作っておられますので、地元委員としては何ら問題はないと考えております。皆様からの御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3 番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第 9 号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案書は 2 ページ、資料は 7 ページからとなります。

議案第 9 号は、農地法第 4 条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は 1 件で、転用目的は、店舗兼自己用住宅敷地拡張です。

農地の種別は、集団農地面積 8 3. 4 ha で第 1 種農地ですが、許可該当法令、施行規則第 3 5 条第 5 号、既設施設の拡張での許可申請の案件になります。農用地区域除外手続中でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○1 2 番 1 2 番、石田です。本案件なんですけど、場所的には————になります。

——、この 7 ページにある黄色で囲ってある——という家、ここは店舗、——なんですけど、————されたんですけど、すごい商売繁盛されていて、もともと農転出て駐車場あるにはあったんですけどものすごい狭くて、周辺の空いた土地に車を、いっぱい車が停まっていたような状態になっていました。

今回、申請が出ている現場を見にいったところ、既に入り口の部分、少しだけ埋め立てられておって、その部分は始末書がちゃんと出ております。

特に週末とかかなり車もたくさん来られることから、今回転用というのは致し方ないかなと思っています。皆様方、御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

私のほうからいいですか。直接関係ないんですけども、今これを7ページ見たら、これ1種農地で集団面積83.4ha、こんだけあるのかなというふうになんて驚いたんですけども。今ここで圃場整備の話が進められておるんですけど、いずれはこれを全部圃場整備するような予定なのか、その辺について教えていただけませんか。

○12番 ちょうど私が携わっておりますので御説明させていただきます。

1種農地の部分は全部する予定で話を進めております。ただ、一気に行政もお金ないし、地元の同意も徐々にとっていくと難しいねということで、今地元で話が進められているのは一番下のほうから——とかあの辺りの前から、今回申請が出ている——まで、——から——に向けての道があるんですけど、それより下の部分をまずは第1工区としてやろうと。87haあるのを全部進めるのは3つか4つに分けて、全体としての、順次やって、下から、同意が取れたところからやっという話に今のところは進んでおります。

○藤井会長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○12番 はい。

○藤井会長 ほかに何か御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第10号、事務局説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書は3ページ、資料は13ページからとなります。

議案第10号は、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は5件です。

この5件の転用目的の内訳ですが、太陽光発電設備が1件、建売住宅が2件、駐車場が1件、貸駐車場・貸資材置場が1件です。

受付番号1は、太陽光発電設備です。資料は13ページからとなります。

農地区分は、集団農地面積1.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。

受付番号2は、建売住宅です。資料は19ページからになります。農地の種別は、集団農地面積3.5haの農地で、防府市役所―出張所から約480mに位置しており、規則第45条第2号に該当する農地、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号3も建売住宅です。資料は25ページからになります。農地区分は集団農地面積4.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中になります。

受付番号4は、駐車場です。資料は31ページからとなります。農地区分は集団農地面積0.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地と判断します。農用地区域除外手続中になります。

受付番号5は、貸駐車場・貸資材置場です。資料は37ページからになります。受付区分は、集団農地面積0.06haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第2種農地になります。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。本案件なんですけど、参考資料の13ページ、御覧いただきたいんですけど、―――農地になります。

先日、事務局と会長と一緒に現地確認に行っております。

本案件なんですけど、所有者ではなく行政書士さんのほうにお話聞いてくださいということだったんで、行政書士さんにお話を伺っております。将来的にも作れる見込みがないからということで、今回太陽光への売却を決意されたということでした。

現地確認で周囲を見たところ、この13ページ見ていただくと分かるんですけど、この申請地と書いてあるところのすぐ左側の農地は太陽光がありました。その北側にある農地は既に―――が取得され土砂埋められておって、―――として利用されています。

行政書士さんにはお願いしといたんですけど、周辺の土地所有者への説明とか、あと水利関係の説明ちゃんとしてくださいねと、そしたらちゃんとしましてということで報告は頂いております。

地元委員としては、今さらここで農業やるのも難しいだろうなと思えるような場所でしたので、致し方ないかなと思っております。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

○16番 16番、原田です。すいません。この土地の現況はどうなっているんでしょうか、ちょっと教えてください。

○12番 12番、石田です。現地は放棄地のような形で、もう草が生え放題で、今時期なんで枯れているんですけど、何年かもうかなり長い間作られていないだろうなというような状態になっておりました。

○16番 はい、いいです。

○藤井会長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。水利組合のところが空欄になっておるんですが、もうこれは説明を終えられたということで解釈してよろしいんでしょうか。

○12番 これ住宅とか建てて汚水とかが出る場合の説明なんで、ここに書いていないんですけど。ちゃんと地元の水利関係への説明も終わっています。それはお願いしております。

○藤井会長 太陽光は別に関係なかったんじゃないの。

○事務局 こちらの被害防除で水利組合の記名が必要なのが、汚水の放流先が農業用排水路、例えば建売とかで合併浄化槽の汚水を流すときは水利組合の同意が必要ですが、今回の場合は汚水は流れないので、水利組合の記名は必要ありません。

○藤井会長 これ太陽光全部そうやったかいね。

○12番 はい、そうですね。

○藤井会長 分かりました。

ほかに何か御意見ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、熊安です。19ページを御覧ください。議案第10号の2は、-----の所有の農地を-----が譲り受けて建売住宅を建築するために所有権の移転をしたいという申請です。

現地確認を2月8日月曜日10時半、事務局のお二人と行いましたので、その結果を御報告いたします。

現地は、-----です。第2種農地で集団農地面積3.5ha、規則第45条2号に該当する農地で、開発許可申請準備中です。ほかの南側は既に農地転用許可済みになっていて、土地は整地されていました。

この広い農地をどうして手放されるのか、私自身ちょっと不思議な気持ちになり、2月13日土曜日15時に-----にお電話いたしました。最初-----が出られ、取り次ぎで-----に代わられ、手放される訳をお尋ねしたところ、ここは小石が多くて水がたまりやすいなどと話されましたが

、30分後、また——よりお電話があつて、一番の理由は実は周りが整備されて田んぼにトラクターで入る道がなくなった。今までは周りの方も田んぼを作っておられたので、その農地を借りて道を借りて中に入っていたけど、こういうふうに周りが全部住宅、建売住宅用の土地になってしまったため、田んぼの中に入れなくなったため、売却することにすることが一番の理由ですと、わざわざお電話がありました。

このようなことがあると、本当せっかく広いい土地があつても、水稻栽培なんかができなくなるんだということを改めて強く感じました。2019年までは稲作をしていたとのことでした。

事業計画は22ページにあります。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見がある方お願いします。御意見ございませんか。

今説明がありましたように、今まで作っておられたのが周りができなくなつて、結果的に作付ができなくなるというケースは、これは止めようがないんですかね。

○12番 畦畔としては持つておられるはずですね。

○藤井会長 ね。だから、農作業用に入り口として従来使われたところを通れなくなるときには、一言何か相談があるべきですね。どうぞ。

○10番 10番の吉本です。21ページのちょっと絵を見たら、何か下のほうに防府市の公道というのがありますよね。これ順番はどっちか分からんけど、何か道があるような気がするんですけど。わざわざ——が電話されたということなんですが、それがちょっとおかしいかなと。道があるのにどうしてそんなこと言われるのかなというのちょっと気になりましたんで。

以上です。

○藤井会長 どうぞ。

○4番 熊安さん、——か、30分後に電話いただいてね、そういうふうに言われたの、確認行かれたんですか。

○13番 行きました。

○4番 いやいや、入りにくいんだろうなという確認に行かれたんですか。

○13番 最初、事務局の方たちと一緒にいったときに、あ、ここは全然入れないなと思いました。

○4番 はい、どうも。

○藤井会長 それ公道と書いて、地図に公道と書いてある、これどういう公道になっている。

○事務局 19ページを御覧いただいて、転用されているところがあると思います。ここは今回と同じ——が転用されて建売としてされているので、公衆用道路が真ん中を建売を通っているような状況です。なので、21ページにおいても転用されたところに道が、防府市の公衆用道路が通っているという状況ではあります。

○藤井会長 だから、向こうの道路からここへ入れるんですね。

○事務局 はい、そうですね。

○藤井会長 じゃ、この理由というのが、それなりの理由やったということでしょうね。

○13番 そうですね。最初お電話かけたときに、———が出られてすぐ代わられたんですね。そのときに何か、いや小石が多くてねとか水がたまってねとか言われたんです。そういうことで今までやってこられたのになぜかなと思って不思議に思いながら、一応お話を終わりましたけど。

○藤井会長 はい、分かりました。理由はそういうことで、どこまでどうか分かりませんが、それは置いておいて、今回これが営農に値するかどうか考えていただければということだと思います。

ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○4番 公共下水道が通っているんですね、これは。熊安さん。そういうことになっているんですね、これ。

○13番 そうです。

○4番 公共下水道が通っていたら、ここは市街化区域ですか。

市街化区域には下水道通すというのが国の方針で市もそういうふうに変換を今もって続けている。ここは公共下水道に生活排水はつながり、排水すると言われていることだから、もう下水道が通っているのでしょうか。

○13番 そうですね、通っているのかな。周りが全部整地されて建売住宅用に整地されていました。

○4番 いや、そうかもしれないけど。

○事務局 まず、許可案件になりますので調整区域ではありますね。南側の———が建売としてされているので、調整区域ではありますが公共の下水道は通っている状況であります。これからは公共下水道が通っていることは、都市計画にも確認取っております。

○13番 ありがとうございます。

○藤井会長 よろしいですか。

ほかに御意見ございませんか。いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決といたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 引き続き13番、熊安です。ページ数は25ページの申請地、緑で囲んであるところで

す。-----

議案第10号の3は、-----の農地を-----が譲り受けて、建売住宅転用のための所有権の移転の申請です。現地確認及びヒアリングを2月6日に、また事務局との現地確認を2月8日月曜日10時に行いましたので、その結果を御報告いたします。

現地は、-----にあり、-----

譲渡人は-----で、定年後、田畑の耕作をされていましたが、-----されて今いろいろな-----とかいろいろ出て、もう-----がちょっとうまいこと-----とおっしゃっていました。代々守り続けてこられた田畑が、耕作できなくなり、この地域が住宅化が今進んでおります。

今回-----の購入となりました。この案件に係る農地法の許可基準について御説明します。

資料の25ページにあるように、この農地区分は第2種農地です。集団農地面積4.5haで、いずれの法令にも該当しない農地で開発許可申請準備中の農地です。

28ページの事業計画書にもありますように、建売住宅4棟の木造平屋建てができる予定です。

生活用水については、公共上水道に接続されます。30ページの被害防除計画書にも記入してありますように周辺の農地の日照など支障を及ぼさないための措置、建物の高さを加減するようになっております。

異論はないかと思っております。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

○4番 すいません。

○藤井会長 どうぞ。

○4番 これ熊安さん、30ページが今の件ですよ。

○13番 はい。

○4番 汚水は公共下水道のほうに流しますというふうに言われましたか。

○13番 あ、すいません。浄化槽のほうです。

○4番 さっきの話からすると、浄化槽なら放流先が農業用排水路の場合における水利関係者へ。放水先は農業用水路じゃないんですね。

○13番 浄化槽へ一応流して.....

○藤井会長 道路の側溝じゃろう。

○13番 はい。

○藤井会長 道路の側溝でしょ。

○13番 側溝です。

○4番 はい、分かりました。

○藤井会長 よろしいですか。

○4番 はい、いいです。

○13番 すいませんでした。

○藤井会長 それでいいよね、事務局。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成で、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番の横木です。議案第10号の4番は、——の農地を——が譲り受けて駐車場に転用したいという申請です。

現地確認を2月10日、事務局の方2名と池田委員で行いました。また同じ日に——と——に電話にて聞き取り調査を行いましたので、その結果を報告します。

現地は、ちょっと地図では分かりにくいんですけど、——にあります。

譲り人の——は、現在——に在住で地元に戻るかは不透明でしたが、申請地を駐車場にすることについては同意されていました。

また、申請人の方にお話を聞いたところ、現地には——所有の——があり、週に3回1日約60名の——が利用されています。そのときに送迎用の駐車スペースがないということで、利便性が悪いと。そういうことから安全面から隣接する申請地を駐車場として使用したいとのお話でした。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について御説明します。

資料の31ページにあるように、農地区分は第2種農地です。周辺の他の土地では達成できない場合は許可となります。

次に、一般基準ですが、転用の確実性、転用面積から見ても適当と思われ、周辺の営農への支障も考えられないことから、許可基準を満たしていると判断します。皆様の御審議をよろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

——て、どこの——をお持ちの法人なんですか。

○18番 ——のようですね。

○藤井会長 ———

○18番 はい。

○藤井会長 あ、そう。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。議案第10号の5番は譲渡人の——の土地を——が譲り受けて貸駐車場及び貸資材置場とするための所有権の移転の申請でございます。現地確認を2月9日午前10時、事務局2名と石川小委員長さんと私の4名で行いました。

また、2月15日、——行政書士さんに事情をお聞きしましたので、その結果を報告いたします。譲渡人、譲受人の方へのヒアリングは——行政書士さんにとということでしたので、そのようにいたしました。

資料は37ページから42ページでございます。現地は37ページを御覧ください。
——です。

——は——で、長年管理田として管理されていましたが、これは私も調査しているときに見させていただいております。——がこのたび今まで利用していた駐車場が使えなくなったということで譲り受けたいと——行政書士さんを通してお願いされたそうです。その理由といたしますか、事業計画書に詳しく記載されています。自動車の出入りも頻繁になりますので、近隣への配慮とか、また側溝等についても——のほうへきちんと清掃してくださるようお願いいたしました。

また、資料の37ページにありますように、第2種農地であり、いずれの法令にも該当しない農地です。

以上のことから、許可基準に該当する農地と判断いたしております。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第11号、なお担当の委員さんがおいでですけれども、今回は退席は求めないことといたしますので、発言は控えていただくようお願いします。

じゃ、事務局説明をお願いします。11号、12号。

○事務局 12号もですね。

○藤井会長 はい。

○事務局 議案第11号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書5ページから内容を記載しておりますので御覧ください。議案第11号につきましては、令和3年2月26日公告予定の利用権設定の申請が2件提出されております。

農地の集積面積は6,020m²でございます。

内容としまして、所有権移転が1件、使用貸借権の設定が1件、新規・再設定1件となっております。計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

続きまして、議案第12号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書6ページに内容を記載しておりますので御覧ください。

内容としまして、議案第12号の番号1番につきましては、前号の議案第11号の番号2番について、公社から貸付けを行うものになります。

また、議案第12号の番号2番につきましては、公社から貸し付ける相手方に変更が生じたものになります。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方お願いします。担当の方でもいいです。で、説明が必要だと思われる方は発言していただければと思います。ございませんか。

私のほうから、これ12号の2、これ変更前は——になっていますけれども、これはどういった経緯で。

○12番 御説明させていただきます。ここの農地、去年初めて頼まれて、——で利用権設定して機構を通して水田作付したんですけど。ちょうどその隣の田んぼを——が畑をやっておりまして、今回借りる。うちの田んぼ、水を当てたら、その畑にどんどん水が漏っていくんですよ。なかなかその水管理が難しいということで、じゃったら下の畑の——から相談を受けたので、もしあれじゃったら一緒に借りてあげればというふうに、—も三角田であんまりやりたくないけど頼まれたから、じゃやりましょうとやったんですけど、水稻作ってそうやって難しいのであれば、畑として使わせてもらえばいいんじゃないのということで、—のほうから提案させてもらって、そのようにな

ったものでございます。

○藤井会長 そのようでございます。——がここに農地を持たれていることは知りませんでしたけど、何でわざわざここにお持ちなんですかね。

○12番 もともと——周りで畑借りておられるんですけど、あの辺がかなり水はけが悪くて、畑、こっちのほうがもっと砂地で、水がほとんどたまることがないぐらい水はけがいいんで、大豆とか作ったりするには、こっちのほうが向いているとかいって、—はそうやって言っていました。

うちの近くで今回合わせて—ぐらいは借りているはずですが、—で。これ今、——なんですけど、——にもあって、——でも借りておられ、点在してぽつぽつと。野菜作ったり、大豆植えたりとかされています。

○藤井会長 ありがとうございます。ちょっと気になったのは、今、人・農地プランの実質化を進めておる中で、——には——地区のほうで担い手の一人として動いていただくことにしていますので、こっちのほうにそんなに今のところは条件不利な田んぼが多いようで、こちらの方に移るようなことも考えられているんだったら、またちょっと考えてもらわなくちゃいけないなということがあるので。

○12番 本格的にじゃないと思います。—で作りやすいものはあっちで作るし、ちょっと水はけがかなりよくないとできないものはこっちでつくるみたいな感じみたいです。

○藤井会長 分かりました、ありがとうございます。

ほかに何か御意見がある方。どうぞ。

○10番 11号の2番の契約の開始時期と、それを管理する12号の1の契約を開始する時期が少しずれていますね。これは事務手続の関係で少し農林公社と再契約をするのにタイムラグがあったということでしょうか。

○事務局 まさに吉本委員おっしゃるとおりで、まず11号のほうが所有者から公社に対する利用集積計画というところの契約は、毎月農林水産振興課のほうで26日に公告を行って、所有者から公社にまず権利の設定をされます。

その後、公社のほうから各耕作者に対する公告というのが年4回という形で決まっております。6月、9月、12月、2月という形で決まっております。手続された都合上、このタイミングになるという形になっております。

なので、事務手続上の契約のズレという形になります。

○藤井会長 よろしいですか。

○10番 はい。

○藤井会長 ほかに何か御意見ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第１１号、第１２号、御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第１１号、第１２号、可決、承認いたします。

議案審議は以上です。

報告事項が第６号から第１３号までございます。目を通していただいて御意見があれば、お願いしたいと思います。よろしくお願いします。何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、以上で議案審議を閉じたいと思います。

午後２時36分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和３年 ２月 １ ７ 日

議 長 藤 井 伸 昌

署名委員

署名委員